

令和3年度 部活動代表者会議



~~令和3年9月1日(水)~~
~~澁川北中学校図書室~~

紙面開催

令和3年度 部活動代表者会議

令和3年9月1日(水)
於 洪川北中学校 図書室

1. あいさつ

PTA会長 狩野 嘉久
後援会会長 河村 誠一
学校長 松井 宏義

2. 内 容

(1) 本校における部活動について (校長)

(2) 部活動代表保護者会の趣旨について (大久保)

- ① 新人大会に向け保護者会が新体制になったところで、各部活動保護者の情報交換や親睦を図る。
- ② PTAの支援活動の理解を図る。

(3) PTA・後援会の支援活動について (大久保)

① 保護者会の開催・PTA後援会役職の持ち回りについて

令和3年度 後援会役員

役 職	氏 名	※後援会役職 覚え書き ・後援会会計(1名) 監査(2名) は、部活の持ち回りとする。 ・持ち回り順は部活番号の順で、上から、会計、監査とする。 (2021年度 11, 12, 13番) (2022年度 1, 2, 3番) (2023年度 4, 5, 6番) ※代表者一覧の部活番号より
会長	河村 誠一	
副会長	小林 直美	
	大橋 千恵子	
	高橋 美香	
書記	大久保 純夫 (学校)	
会計	(卓球部男子)	
	今井 貴代 (学校)	
監 査	(陸上部)	
	(吹奏楽部)	

在学中の3年間にユニホーム補助が受けられるように予算配分を考え、実施する
(令和2年度より)

◎後援会のユニホーム補助

- 令和3年度 バスケット女子、バレー男子、陸上、体操、駅伝(女子1チーム)
- 令和4年度 テニス男子、バスケット男子、卓球男、剣道、駅伝(男子1チーム)
- 令和5年度 テニス女子、野球、バレー女子
(令和2年度以降、上記のローテーションで購入予定)

◎各種補助

各種負担金・登録費・参加費 等補助 / 吹奏楽部・学芸部補助
春季・夏季・新人大会補助 / 関東大会・全国大会補助

(4) 総合体育大会の結果・新人大会<現時点通常開催予定>(都丸)

	群市大会等	県大会等	関東大会
陸上	共通男子 200m 第2位 加藤漣 共通男子 3000m 第3位 柳田康成 1年女子 100m 第3位 都丸真広 1年女子 800m 第3位 加藤凜 3年女子 100m 第2位 飯野結杏 共通女子 200m 第3位 飯野結杏	共通男子 200m 加藤 漣 予選敗退 3年女子 100m 飯野結杏 準決勝敗退	
野球	準優勝 決勝 渋北 1-5 古巻 準決勝 渋北 4-2 吉岡 2回戦 渋北 4-3 赤城北	1回戦 渋川北 4-3 前橋荒砥 2回戦 渋川北 1-5 高崎塚沢	
テニス(男)	団体 優勝 個人 井口・樋田 4位 萩原・為谷 6位 後藤・三浦 10位	団体 1回戦 個人 井口・樋田 1回戦敗退 後藤・三浦 1回戦敗退 萩原・為谷 2回戦敗退	
テニス(女)	団体 準々決勝敗退 渋川北 0-2 赤城北 個人 萩原・近山 16位 上村・横手 16位		
サッカー	第3位 準決勝 渋北 2-7 榛東 1回戦 渋北 7-0 赤城南		
体操競技	女子団体 優勝 藤川陽風・小池姫菜・廣神心寧・長田麻里 個人総合 1位 藤川陽風 2位 小池姫菜 3位 長田麻里 跳馬 1位 藤川陽風 2位 廣神心寧 3位 小池姫菜 平均台 1位 藤川陽風 2位 長田麻里 3位 南雲凜香 ゆか 1位 小池姫菜 2位 藤川陽風 3位 長田麻里	女子団体 藤川陽風・小池姫菜・廣神心寧・長田麻里 予選敗退	
卓球	団体 優勝 決勝 渋北 3-0 吉岡 準決勝 渋北 3-2 北橘 1回戦 渋北 3-0 古巻 個人シングルス 優勝 八高修輔 第2位 綿貫晴斗 第5位 堀地大聖 個人ダブルス 優勝 八高・綿貫 第3位 堀地・近藤	団体 2回戦敗退 渋北 1-3 太田西 個人シングルス 第5位 八高修輔 ベスト16 綿貫晴斗 3回戦敗退 堀地大聖 個人ダブルス 第3位 八高・綿貫 2回戦敗退 堀地・近藤	個人シングルス 3回戦敗退 八高修輔
バスケ(男)	準優勝 決勝 渋北 61-76 子持 準決勝 渋北 63-49 吉岡 1回戦 渋北 92-27 古巻		
バスケ(女)	1回戦敗退 渋北 28-65 榛東		
バレー(男)	準優勝 決勝 渋川北 0-2 吉岡 準決勝 渋川北 2-0 榛東	1回戦 渋川北 0-2 城西	
バレー(女)	第3位 第2試合 渋北 0-2 吉岡 第1試合 渋北 2-0 北橘		
剣道	男子団体 優勝 第1試合 渋北4/3 - 吉岡1/1 第2試合 渋北7/4 - 古巻0/0 第3試合 渋北5/3 - 子持3/1 第4試合 渋北5/1 - 渋川4/0 女子団体 予選リーグ敗退 第1試合 渋北0/0 - 吉岡8/4 第2試合 渋北1/1 - 渋川4/3	男子団体 予選リーグ敗退 渋北0/0 - 宮城5/4 渋北2/1 - 新里6/3	
柔道	準優勝 個人55kg級 福田大河		
水泳	男子 100m背泳ぎ 第3位 中西優弥 200m背泳ぎ 第2位 中西優弥 女子 100mバタフライ 第2位 松岡朋花 200mバタフライ 第1位 松岡朋花	中西優弥 県大会出場 予選敗退 松岡朋花 県大会出場 予選敗退	
新体操	加藤 柚子 個人総合 第1位 個人クラブ 第2位 個人リボン 第1位	加藤 柚子 個人総合 第13位 個人クラブ 第13位 個人リボン 第10位	

※現在(8/25)、県新人戦は中止、郡市新人戦の開催は未定です。

(5) 部活動の確認 (都丸)

◎部活動運営規程・廃部規定 (校長)

※P5参照

●2019～部活動時刻			
月	完全下校		※部活動時間は、完全下校の15分前まで可能 ※定期テスト前の部活停止期間は 1学期の期末は3日間(1年生は7日間) 2・3学期の期末は、5日間 中間テストは、3日間
	6校時の日	5校時の日	
4月～7月	18:30	17:30	
8月	18:15	17:15	
9月	18:00		
10月	17:30		
11月～1月	17:15		
2月	17:30		
3月	18:00		

(6) 部活動送迎等に伴う保険について(大久保)

・PTA安全互助会の保険対象

・市中体連の加入保険対象

※添付の資料参照して下さい

※事故の場合、書類記入等あるので学校に連絡を

(7) 各部の情報交換

・自己紹介を兼ねながら

※部活動保護者会代表者名簿及び出席者一覧 (敬称略)

No.	部活名	代表者名		No.	部活名	代表者名	
1	野球	須田 育子	番場 努	8	剣道	佐藤 理絵	押江 薫
2	テニス 男	富澤 美紀	萩原 美幸	9	体操	廣神 江梨	南雲 光里
3	テニス 女	山岸 正代	鳥山 陽子	10	卓球 男	柴崎 久美子	大谷 仁美
4	バスケ 男	高野 佳美	三原 民江	11	陸上	内海 雅美	萩原 由紀
5	バスケ 女	小田 真由美	諸田 糸子	12	吹奏楽	松村 恵美子	狩野 律子
6	バレー 男	南雲 聖子	花見 由香	13	美術	工藤 沙織理	
7	バレー 女	小林 正明	須田 将規				

<本部役員> 会長・副会長・後援会会長・副会長

1. 部活動の趣旨

部活動は、学校教育の一環として、同じ目的や趣味を持つ生徒が学年や学級を超えて集まり、自主的活動を中心に「目標」達成のために互いに競い、励まし、協力することで、以下のような資質・能力の育成を図り、健全な心身の発達を目指す。

- (1) 個性の伸長
- (2) 自主的・自発的な態度の育成
- (3) 責任感や連帯感の涵養活動
- (4) 学級や学年を離れ仲間や指導者と密接に触れ合うことによる好ましい人間関係の形成
- (5) 体力の向上と健康の増進
- (6) 運動や文化および科学等における生涯学習の基礎の育成

2. 基本的な考え方

- (1) 希望入部制を原則とする。
- (2) 土曜日、日曜日、祭日、長期休業中は、原則として顧問の指揮下で活動を行う。
- (3) 部活動に参加しない生徒については、保護者に確認の上、特別に用事のない日は下校させる。

3. 組織

- (1) 部活動の運営にあたり次の組織を置く。
 - ①部活動顧問会議：校長、教頭および全顧問（全教諭）をもって構成する。
 - ②部活動運営委員会：校長、教頭および代表顧問（校務運営委員が兼ねる）をもって構成する
 - ③部活動検討委員会：学校評議員が兼ねる。
- (2) 部活動顧問会議は、部の活動に関する具体的な問題や、規定の改正などの問題について審議し、決定する。
- (3) 部活動運営委員会は、部の活動に関する具体的な問題や、規定の改正などの問題について審議し、部活動顧問会議に提案する。
- (4) 部活動検討委員会は、部活動の実施状況について検討し、校長に改善策等を提案する。

4. 部の設置に関すること

- (1) 部の設置については、以下の条件を満たすものとする。
 - ①運動部活動については、中学校体育連盟で認められた種目であり、大会に参加するなど具体的な目標の設定が可能なるものであること。
 - ②文化・科学等の部活動については、大会やコンクールへの参加等、具体的な目標の設定が可能なるものであること。
 - ③練習等、日常的に校内での活動が可能なるものであること。
 - ④必要最小の部員数は3名とする。ただし、団体種目の場合は、各競技の団体戦等における最大構成人数とする。※1の趣旨および1-(3)(4)の目的を達成するため
- (2) 部の構成にあたっては、必ず全ての学年の生徒が所属することとする。

※1-(3)(4)の目的を達成するため

- (3) 駅伝部については、全校生徒を対象に本人の希望や体育の授業や校内における長距離走大会の結果等を基に募集をし、設置をする。
- (4) 部の廃部については、別添資料1廃部規定により部活動顧問会議で審議し、決定する。
- (5) 部活動設置可能の適正数を部活動指導可能教職員の2分の1程度とする。今後の生徒数減少を考慮し部活動の数は現状より増やさないが、適正数内であれば、部活動廃部規定にある条件をたす場合に限り、部の復活を可能とする。
- (6) 本年度設置する部活動は、以下の部を設け、それぞれ顧問教員1名以上、生徒に部長、副部长等を各部活動ごとに適正な数をおく。

【運動部】

- ①野球部、②男子ソフトテニス部、③女子ソフトテニス部、④男子バスケットボール部、⑤女子バスケットボール部、⑥男子バレーボール部、⑦女子バレーボール部、⑧剣道部（男子女子）、⑨女子体操部、⑩男子卓球部、⑪陸上部、

【文化部】

- ⑫吹奏楽部、⑬美術部

5. 入・退部に関すること

- (1) 希望生徒とその保護者が規定の様式により申し出たものを、学級担任、顧問が承認したものが入部することができる。新生・転入生については、一定の仮入部期間を設けた後に入部することができる。
- (2) 部の在籍期間は3年とする。
- (3) 転・退部は、本人・保護者・顧問・担任と話し合いの後に所定の手続きを取って転部もしくは退部を認め、部活動顧問会議で報告する。（別添資料2参照）

6. 活動日・時間に関すること

- (1) 活動日は原則として平日とする。ただし、土曜日・日曜日・祭日・長期休業中の活動に関して、適切な指導計画のもと、校長の承認を得て活動することができる。なお、その際には、保護者に通知すると共に、渋川市教育委員会および群馬県教育委員会より通知された「適正な部活動の運営に関する方針」を遵守する。

(2) 活動時間

- ①平日の部活動開始時刻は、5校時の日は15時20分6校時終了の日は16時20分とする。
- ②平日の部活動終了時刻は、職員の勤務終了時刻の16時45分とする。
- ③ただし、生徒の強い希望があり顧問がそれを認め指導可能とする場合は、部活動終了時刻以降も練習開始時刻からの総時間が2時間程度の活動ができる。
その際、日没に合わせ生徒の下校時の安全に配慮し、次の表の通り季節に応じた活動終了時刻を設ける。
- ④9月から3月の5校時の日は完全下校を6校時の日と同じ時刻とする。

期間(月)	4～7	8	9	10	11～1	2	3
活動終了時刻	18:15	18:00	17:45	17:15	17:00	17:15	17:45
完全下校時刻	18:30	18:15	18:00	17:30	17:15	17:30	18:00
朝練習	不可	可	可	可	可	可	可

- (3) 朝練習に関しては、放課後の練習時間が十分にとれる日は、原則実施しない。
放課後練習時間が十分にとれない時期であっても、朝練習を行う場合は、中体連主催大会1ヶ月前の希望者による実施とし、参加申込書の提出を求める。また、顧問は朝練習の実施を部活動顧問会議に報告する。
駅伝部等、年間を通して放課後練習の予定がない部については、保護者の許可を得た希望者のみ実施できる。
活動時間は、いずれの場合も7時30分から8時00分までとし、7時20分以降に登校する。

7. 活動に関する事

- (1) 部の活動は、学校教育の妨げにならないよう配慮する。教科・学校行事・学級活動・生徒会活動などと重なる場合はそれらを優先するように計画する。
- (2) 定期試験などは一定の期間、活動を停止し、生徒の学習に支障のないようにする。ただし、大会などの期間中およびその直前については、部活動顧問会議で提案し、校長の承認を得て活動することができる。なお、その旨を保護者に通知する。
定期試験前の部活動停止期間は、次の通りとする。

	1年生	2年生	3年生
1学期期末	7日間	3日間	
2学期中間	3日間		
2学期期末	5日間		
3学期期末	5日間		

- (3) 顧問が不在の場合(職員会議や校内研修も含む)は、原則として活動しないものとする。
ただし、本校教職員が1名以上、活動場所にいる場合はその限りではない。
- (4) 顧問は、活動にあたって活動計画を作成し生徒に周知するとともに、生徒の健康、安全の管理に充分配慮する。
- (5) 部活動中に怪我・病気等が発生した場合には、適切な処置を講じ、速やかに保護者と管理職に連絡する。

8. 部の運営に関する事

- (1) 部の運営に関する費用は自己負担を原則とする。
- (2) 部の運営費は、生徒会および後援会の予算から補助する。

9. 対外試合・コンクール等に関する事

- (1) 参加できる大会・合宿等は次の通りとし、顧問による引率を行う。
 - ①中学校体育連盟または教育委員会の主催(後援も含む)する大会
 - ②中学校体育連盟の競技部の主催する大会および合同練習会
 - ③部の所属する競技等の協会や連盟の主催する大会および合宿・練習会
 - ④双方の校長が認めた他校との練習試合 ※手続きは現行通り
- (2) (1)以外の合宿や練習会への部活動としての参加は、原則として認められない。
- (3) 県外へ出る際は、校長に計画書を提出する。
- (4) 仮入部期間における大会出場は原則として認めない。部員数が足りず大会参加ができない場合や、洪川北群馬中学校体育連盟各競技部または群馬県中学校体育連盟各競技部の大会運営の都合等やむを得ない状況の際は、次の条件を満たす生徒に限り部活動顧問会議で検討し、校長の承認を得て出場を認める。
 - ①生徒の入部希望が強く、3年間継続する意思が硬い。
 - ②保護者も同意している
 - ③入部以前にスポーツ少年団等でその競技を経験しているか、大会参加が可能な程にその競技に精通している。

10. 部活動保護者会に関する事

- (1) 必要に応じて各部ごとに、部活動保護者会を組織する。
- (2) 保護者会を組織した場合は、部活動の体制が新しくなった際、保護者会または、各部代表保護者会を開催する。(例4月・9月)

11. その他

- (1) 部は学校代表として、校長の認めた対外の行事、試合、コンクール等に参加することができる。

- (2) 本校の部活動にない種目で、社会体育や地域のスポーツ団体等に所属し、中学校体育連盟の主催する大会に個人で出場を希望する生徒には、原則出場させる方向で対応する。ただし、その年度の4月末日までに出場の意思を示した者に限る。
 具体的対応については、部活動顧問会議で審議し、決定する。
- (3) 部活動外部指導者については、渋川市の外部指導者派遣事業の活用を原則とする。
 その他の場合は、部活動顧問会議で検討の上、校長の承認を得る。また、渋川北群馬中学校体育連盟および群馬県中学校体育連盟の外部指導者に関する規定に則る。
- (4) 本規程の改正は、部活動顧問会議で検討の上、校長の承認をもって行う。
- (5) 本規定は、本校の「部活動方針」として、保護者・地域へ公開する。

平成31年4月2日より実施

別添資料

- 1 部活動廃部規定
- 2 入退部手続きに関する確認事項
- 3 適正な部活動の運営に関する方針(群馬県教育委員会・渋川市教育委員会)
 ※3については市の方針が出された後に完備する。
- 4 令和3年度、一部改訂

渋川北中学校 部活動廃部規定 別添資料1

本校の部活動については、県および市教育委員会の示す「適正な部活動の運営に関する方針」に則り、指導者や施設・設備の状況に応じながら適正な数(4の(5))の部になるようにするため、以下の規定を定める。

1. 2大会連続で中体連主催大会に団体で正式出場することができなかった部については、原則廃部とする。
 - 中体連主催大会の出場に際しては正式部員数が各種目の団体戦等における最大構成人数(備考の1)を満たしていなければ、正式出場とならない。
 - 正式部員数は、年度始の部活動編成時の部員数とする。
2. 部員数が2名となった場合は廃部対象となり、次年度以降の募集は行わない。
 また、残りの部員が引退後、廃部とする。(3年生引退後は部員数1名)
3. 3年生引退後、1・2年だけで団体戦等における最大構成人数が確保できなくなった場合は、次年度募集の際、廃部の可能性を伝えた上で、条件付き募集とする。
 次年度に新入部員が入部しても団体戦等における最大構成人数が確保できない場合は、その後の部員募集は行わず、残りの部員が引退後、廃部とする。
4. 3年生の引退以外でいずれかの学年の部員が0になった場合には、廃部対象とし、次年度の部員募集は行わない。所属する部員の引退または転部後、廃部とする。
5. 廃部になる部活動に所属し活動期間が残されている生徒については、転部希望がある場合、所定の手続きを取って転部を認める。

《備考》

1 各競技の団体戦等における最大構成人数(人)

・野球9 ・サッカー9 ・陸上(リレー)4 ・テニス6 ・バスケットボール5 ・バレーボール6 ・柔道男5 ・剣道男女5 ・体操4 ・卓球6

ただし、休部・廃部であっても、希望があれば水泳やスキー・スケートと同様に社会体育などで練習し、個人として中体連主催大会の個人競技には出場することができる。

(引率顧問が必要)

2 文化部の場合

※吹奏楽部……………3年引退後5人以下になった場合、新入生には廃部の可能性があることを伝え募集する。新年度、部員が5人以下の場合は廃部とする。

※美術部……………原則、文化部として廃部にしない。(募集を行う)

3 部活動の新設・創部 今後は原則認めない。

4 その他

○上記廃部規定以外でも廃部が望ましいと思われる状況が発生した場合は、部活動顧問会議で協議し、決定する。

○一度廃部となった部活動が復活するには、同一学年内で団体戦等における最大構成人数の部員が入部することを必須の条件とする。その上で、顧問や施設設備等の観点から部活動顧問会議で、復活の是非を検討し決定する。

※サッカー部最大構成人数を11から9に変更(令和元年9月部活動顧問会議で決定)

澁川市中学校体育連盟 御中

〒371-0023
前橋市本町2丁目10番4号
三井住友海上前橋ビル7F
三井住友海上火災保険株式会社
代理店 株式会社 北 栄
担当 泉田 淳
TEL (027) 243-3111
FAX (027) 243-3037

—澁川市中体連・交通事故傷害保険—

この保険は、澁川市中体連の管理下において、その部に所属する部員（生徒・保護者）及び指導者が中体連活動の対外試合（公式・練習試合）の為、自動車（搭乗中）で送迎中交通事故に遭いケガをした時、又は、部員の方が自転車で往復する間（搭乗中）に誤って転倒や、交通事故に遭いケガをした時にお支払いの対象となります。（医師の治療を受けた時）

◎ 保険期間 : 2021年4月21日より1年間

◎ 保険金額

- | | | |
|-------|------------|--|
| ・死亡 | 500万円 | (事故の日から180日以内) |
| ・後遺障害 | 15万円～500万円 | (事故の日から180日以内) |
| ・入院日額 | 4,500円 | (事故の日から180日限度) |
| ・通院日額 | 3,000円 | (事故の日から180日以内の90日限度)
(入・通院合算して180日限度) |

前年度活動日数実績 30日以内
1日の最高従事者数 110名

年間保険料 242,000円

以 上

交通事故傷害保険

1. 対象になる人 部員（生徒・保護者）及び指導者

2. お支払いする主な傷害

部活動の対外試合参加の為の往復途中において交通事故でケガをされた時に補償致します。
（澁川市中学校体育連盟の管理下の試合に限ります。）

◎ 保護者

- ・ 対外試合の送迎の為、自動車を運転中に交通事故に遭い負傷した。
- ・ 対外試合の付き添いの際、自転車あるいは、歩いて子供達と一緒に会場へ行く途中交通事故に遭い負傷した。
- ・ 対外試合に参加中、途中で食事を買いに行き交通事故に遭い負傷した等。

◎ 生徒

- ・ 対外試合の送迎の為、自動車に乗っている間に交通事故に遭い負傷した。
- ・ 自転車で対外試合に行く途中自動車に接触、又は、転倒して負傷した。
- ・ 対外試合に行く途中歩いていて自動車に跳ねられ負傷した時。

3. お支払いできない主な事故

- ・ 対外試合以外の練習の為の往復途中の交通事故
- ・ 往復途中の経路を逸脱した交通事故（対外試合後買い物をして帰宅途中の事故等）
- ・ 無資格運転または酒酔運転中のケガ
- ・ 地震、噴火、津波、暴動などによるケガ
- ・ むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの
- ・ 疾病、脳疾患または心身喪失によるケガ等。

4. 事故報告と保険金請求について

事故が発生した場合には、事故の日から30日以内に、ケガをされた日時、場所、ケガをされた方の住所氏名、連絡先及び治療先を、下記取扱代理店までご連絡下さい。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

◇お問い合わせ先・・・

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社 群馬支店前橋支社

〒371-0023 前橋市本町二丁目10-4 三井住友海上ビル2階

取扱代理店：三井住友海上火災保険株式会社 代理店 株式会社 北 栄

〒371-0023 前橋市本町二丁目10-4 三井住友海上ビル7階

TEL027-243-3111 FAX027-243-3037 担当 泉田 淳